

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

その警告画面は偽物です！ サポート詐欺に注意



【相談事例】

パソコンでインターネットを使用していたら「ウイルスに侵された」と警告画面が出て動かなくなり、大手ソフトウェア会社のマークと電話番号などが表示された。電話すると、復旧するにはサポート契約が必要で、その契約には電子マネーが必要と言われ、5万円分のカードを購入し、その番号を入力した。しかし「入力間違えで無効になった」と言われ、何度もカードの購入と番号の入力をさせられ、けっきょく60万円も支払ってしまった。

【アドバイス】

- ▼ 突然の警告画面や警告音に慌てず、画面に表示された連絡先には絶対に連絡しない
- ▼ サポート契約などの支払いのために電子マネーなどの購入を求められても応じない
- ▼ 一人で悩まずに、消費生活センターへ相談する

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝5月2日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※5月1日☎15:30までに予約してください